

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 生活確保対策計画

一般計画編第4章第1節「生活確保対策計画」を準用するものとする。

第2節 公共施設復旧計画

一般計画編第4章第2節「公共施設復旧計画」を準用するものとする。

第3節 文教・文化財等の復旧計画

一般計画編第4章第3節「文教・文化財等の復旧計画」を準用するものとする。

第4節 災害復旧上必要な金融その他資金調達計画

一般計画編第4章第4節「災害復旧上必要な金融その他資金調達計画」を準用するものとする。

第5節 住宅復興計画

一般計画編第4章第5節「住宅復興計画」を準用するものとする。

第6節 農林水産業、中小企業の復興計画

一般計画編 第4章第6節「農林水産業、中小企業の復興計画」を準用するものとする。

第7節 風評被害対策

一般計画編 第4章第7節「風評被害対策」を準用するものとする。

第8節 激甚災害の指定に関する計画

一般計画編 第4章第8節「激甚災害の指定に関する計画」を準用するものとする。

第9節 水道復旧計画

一般計画編 第4章第9節「水道復旧計画」を準用するものとする。

第10節 災害復興対策計画

一般計画編 第4章第10節「災害復興対策計画」を準用するものとする。